

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「モチベーションエンジニアリング」によって社会の活性化に貢献する、という創業以来の経営理念を追求する経営哲学のもと、公正で透明性の高い経営に取り組むことを基本的な考え方としております。その実現のため、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期的視野の中でグループ企業価値の向上を目指すべく中長期計画や年度計画を基本に経営活動を推進しております。

取締役会を経営の基本方針や重要課題並びに法令で定められた重要事項を決定するための最高意思決定機関と位置づけ、原則月1回開催するとともに、事業経営にスピーディーな意思決定と柔軟な組織対応を可能にするため、取締役および事業責任者等が出席する経営会議を原則月2回開催しております。

加えて、業務執行に関する監視、コンプライアンスや社内規程の遵守状況、業務活動の適正性かつ有効性を監査するため、監査役が取締役会に出席することで議事内容や手続き等につき逐次確認いたしております。また、内部監査人を置き、内部監査を実施し、監査結果を定期的に代表取締役会長・社長に報告しております。

ディスクロージャーに関しましては、会社法、金融商品取引法に定められた情報開示はもとより、取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(適時開示規則)」に基づく情報開示は、上場会社としての当然の責務と考えております。また、株主・機関投資家・個人投資家・顧客等に向けたIR活動も重要な企業責任であるとの認識に立っており、一般に公正妥当と認められた企業会計基準を尊重し、監査法人のアドバイス等を積極的に受け入れ、制度としてのディスクロージャーの他、リスク情報を含めた自発的なディスクロージャーにも重点を置き、透明性、迅速性、継続性を基本として積極的な開示に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フェニックス	452,000,000	39.97
リンクアンドモチベーション従業員持株会	7,356,700	6.50
勝呂 彰	7,024,600	6.21
坂下 英樹	3,680,000	3.25
榎原 清孝	3,680,000	3.25
小笹 芳央	3,203,200	2.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,149,300	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,385,000	1.22
押見 史久	970,000	0.85
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	897,400	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社や上場子会社は有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる特別な事実等はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査役、会計監査人、及び内部監査人は、必要に応じて隨時意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、連携強化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 英一	他の会社の出身者													
富永 兼司	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 英一	○	—	<p>企業経営における豊かな経験と高い見識に基づく、適法妥当な監査の実施のため選任しております。</p> <p>なお、同氏が代表取締役に就任する有限会社HRTと当社との間には特別な関係はなく、独立性が確保されております。</p> <p>また、同氏は有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定いたしております。</p>
富永 兼司	○	—	<p>企業経営における豊かな経験と高い見識に基づく、適法妥当な監査の実施のため選任しております。</p> <p>なお、同氏が代表取締役に就任する株式会社キャリアプランと当社との間には特別な関係はなく、独立性が確保されております。</p> <p>また、同氏は有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定いたしております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員賞与については会社への貢献度、業績への貢献度などを加味し、取締役会及び監査役会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に支払った報酬(第14期)

取締役4名 112,675千円(社外取締役はおりません)

なお、株主総会決議(平成19年3月28日決議)による取締役の報酬年額は500,000千円以内であります。

当社は、取締役の役割を、グループ全体の経営方針・戦略の策定、業務執行、そして従業員の業務執行への助言・監督を行うことによって企業価値を高めることとしております。役員報酬は、会社への貢献度、在籍年数、業績への貢献度などを加味し、取締役会及び監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートについては、グループデザイン本部が担当し、必要な連絡等を行っております。監査役会・取締役会等の重要な会議への出席に際しては、会議の議題や資料の配布を事前に行うなど、円滑な業務遂行のためのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[更新](#)

■現状の体制の概要

(1) 業務執行機能

・取締役会

取締役3名で構成し審議を行っております。

・監査役会

監査役3名(うち社外監査役2名)で構成し審議を行っております。

・経営会議

迅速な意思決定と柔軟な組織対応を可能とするために、取締役および事業責任者等で組織する経営会議にて審議を行っております。

(2) 監査・監督機能

・内部監査

代表取締役直属の内部監査ユニットを置き、内部監査人が、内部監査規程及び個人情報保護監査規程に基づき、当社及び子会社における一切の業務活動が法令、定款及び社内諸規程等に従い適切かつ有効に執行されているか否かを調査、報告し、業務上の誤謬、脱漏を防止するとともに、業務の改善と経営効率の向上を目的として内部監査を実施しております。内部監査人の人員は、1名ではありますが、内部監査規程に基づき必要に応じて内部監査人以外の従業員を臨時に監査担当者に任命でき、支援可能な体制としております。

・監査役監査

当社は監査役機能の強化を図るため、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)の3名を選任しております。監査役は、議事録、契約書、取引記録等の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人による監査への立会い、実地調査等の方法により監査を実施しております。また、当社の取締役会については社外監査役を含む全監査役が、子会社の取締役会については、当社常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べる他、経営会議等その他の重要な会議に適宜出席し、取締役の業務執行状況につき監査を実施しております。さらに必要に応じて子会社に対して営業の報告を求め、その業務及び財産状況の把握に努めております。

・会計監査

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査をあらた監査法人に委嘱しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山本昌弘氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他11名であります。

■社外取締役に関する事項

現在当社は、社外取締役を選任しておりません。取締役の業務執行の監督機能などの観点から社外監査役がその役割を全うすることにより、経営監視機能を果たすことが可能であると考えるため現状の体制を採用しております。しかしながら、当社取締役会における経営の意思決定のプロセスにおいて、社外の意見を取り入れ、またより一層のコーポレートガバナンス強化を図るためにも社外取締役の登用を含め、会社の規模等に合った体制構築に前向きに検討してまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は事業活動を通じてステークホルダーとの最良の関係を図り、企業価値を高めるガバナンス機構として、上記の体制を採用し、経営の健全化と透明性の向上を図っております。当社は監査役3名のうち社外監査役が2名で構成されており、より専門的な知識・経験や情報による助言機能及び客観的な立場による監督機能について十分に行使が期待できるガバナンス体制が構築されていると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

		補足説明
株主総会招集通知の早期発送		株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に資するための施策として検討いたしております。
その他		第14期における定時株主総会は、多くの株主が参加できるよう、2014年3月15日(土曜日)に開催いたしました。今後も株主総会の活性化の施策を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

		補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催		決算説明会をはじめとした説明会動画を当社コーポレートサイトに掲載いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載		IR情報(決算情報、適時開示資料、決算説明会資料、株主/株式の状況に関する資料、IRスケジュール等)を開示する専用ホームページを設置しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置		専任のIR担当者を置き、活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

		補足説明
その他		株主をはじめとするステークホルダーとの良好な関係構築は企業の存続に不可欠なものと認識しており、ホームページをはじめとする各種媒体を活用し、経営活動のご報告、方針等の説明を行ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「モチベーションエンジニアリング」によって社会の活性化に貢献する、という創業以来の経営理念を追求する経営哲学のもと、公正で透明性の高い経営に取り組むことを基本的な考え方とし、内部統制強化を実践してまいります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)監査役が、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監視するとともに、コンプライアンス上の問題点等について意見交換を行っております。

(2)内部監査ユニットを置き、内部監査人が、各部門及びグループ各社における各業務プロセスについて監査を実施し、不正の発見・防止とプロセスの改善指導に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

適正かつ効率的な事業運営に資するため、取締役の職務の執行に係る情報(文書その他の関連資料及び電磁的媒体に記録されたもの)を含む)、その他の情報について、法令及び文書管理規程、情報システム管理規程等に基づき、適切かつ確実に情報の保管管理を実践しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)グループデザイン本部を中心に業務プロセスの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底を実施、また必要に応じて規程・マニュアルを策定しております。

(2)内部監査人が、リスク管理状況について監査を実施し、その監査結果について社長に報告を行い、併せて被監査事業部門に対して改善を指示しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会を原則として月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び職務執行状況の共有を行っております。

(2)経営会議を原則月2回開催し、迅速な意思決定と柔軟な組織対応が可能な体制を構築しております。

(3)職務分掌規程、職務権限規程等の規程を整備し、決裁権限を明確にしております。

5. 株式会社リンクアンドモチベーション並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)原則月2回開催される経営会議に、当社社長、子会社社長をはじめ関係者が適宜参加することで、当該子会社の事業の状況、コンプライアンス、リスク情報等を共有し、意見交換を行っております。

(2)監査役、内部監査人が、グループ各社に対する監査を実施し、適宜改善指導等を行っております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

グループデザイン本部にて、適宜監査役の補助を行っておりますが、監査役が補助スタッフを求めた場合は、監査役の職務を補助する使用人を選任する所存であります。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性確保のため、その任命・異動等人事に係る事項は、監査役の事前同意を得るものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役は、法定事項のみならず、取締役会及び経営会議において職務執行状況について報告を行っており、監査役に対しても情報共有を行っております。

(2)監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査役監査において文書閲覧やヒアリングを行い、取締役・使用人に説明を求めることができるものとしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)社外監査役を選任することで、適法妥当な監査の実施に努めています。

(2)監査役は、内部監査人、会計監査人と相互に連携することで、監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力との関係を遮断し、グループ全体で断固として対決し、これらに関係する企業、団体、個人と一切取引を行いません。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、これらの勢力からの不当な要求に屈することなく、法的手段により解決します。

反社会的勢力排除に向けた体制としては、グループデザイン本部を対応統括部署とし、グループ一体となって解決を図ります。

また、警察をはじめとする関係行政機関、弁護士等の外部専門機関を通じて情報交換や各種研修への参加等により連携を強化し、社内マニュアルの充実を図るなど社内啓蒙活動に努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在該当記載事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、社外取締役の選任や内部監査に携わる人員の増員を検討する等、より一層の経営と執行の分離を図ってまいります。